

高島平将棋クラブ会員規約

第1条 会員規約と適用範囲

- 1 高島平将棋クラブ会員規約（以下、「本規約」といいます。）は、高島平将棋クラブ（以下、「本会」といいます。）が本会活動に参加する正会員、ジュニア会員（以下、「会員」といいます。）が適正な条件により本会活動に参加できる環境を整えるために定めるもので、本会の全会員に適用されます。
- 2 本会活動に参加するためには、本規約に同意していただく必要があります。会員は、本規約の全ての条項に同意したものとみなします。本規約全ての条項に同意できない会員は、本会活動に参加できません。

第2条 入会手続等

- 1 本会活動に参加するには、入会が必要です（見学希望者を除く）。
- 2 入会手続は、必ず入会を希望するご本人（ジュニア会員又は未成年の場合は保護者）が、本会会則第6条に基づく手続を行ってください。
- 3 本会が、会員として不適当と判断した場合には、入会をお断りすることがあります。
- 4 ジュニア会員又は未成年が入会手続をする場合は、保護者の承諾が必要となります。
- 5 本会活動への参加はご本人に限ります。参加の権利を他者に譲渡することはできません。

第3条 本会活動日時、会費及び参加費等の案内

- 1 本会の活動日時、参加費、参加申込方法、欠席方法、見学等に関する詳細は、本会のホームページ (<https://takashimadaira-shogi.com>) にてご確認ください。
- 2 ホームページ内ご案内の内容は、会員に事前告知した上で、変更することがあります。

第4条 参加申込及び欠席

- 1 本会活動への参加が事前申込制の場合、本会が別途指定する方法で参加申込を行ってください。
- 2 参加申込をやむを得ない事情で欠席又は遅刻する場合には、本会活動の開始前までに、本会が指定する方法で連絡してください。この連絡がない場合、無届欠席として扱います。
- 3 無届欠席の場合、キャンセル料として参加費の全額をご請求させていただきます。但し、本会が欠席にやむを得ない事情があると判断した場合を除きます。

第5条 会員の禁止事項

- 1 本会は、以下の行為を禁止事項として定めます。
 - ・大声を出すことや、指導員、事務局の制止にもかかわらず私語を行うこと。
 - ・本会活動の退出時刻を過ぎても教室内に居残ること。

- ・本会活動中にふざけたり、走り回ったりする行為。
 - ・他の会員への指導やアドバイスをおこなうこと（会員同士の対局での感想戦を除く）。
 - ・インフルエンザなどの感染症が疑われる状態又は重篤な体調不良での参加。
 - ・本会内及び喫煙場所以外での喫煙。
 - ・飲酒しての参加。
 - ・不衛生な服装等での参加。
 - ・他の会員や指導員、事務局等を撮影すること。
 - ・他の会員や指導員、事務局等に対する侮辱、暴言、暴力、セクハラ、誹謗中傷を行うこと。
 - ・他の会員や指導員、事務局等に対する営業行為、宗教・団体等への勧誘行為。
 - ・他の会員や指導員、事務局等の信用及び名誉を棄損する行為、プライバシーを侵害する行為。
 - ・その他本会活動を妨げる行為。
- 2 会員が前項のいずれかに該当する行為をした場合、又はその行為をする恐れのある場合は、本会は当該会員に対して、注意、警告、本会活動からの退去要請、退会勧告等の措置をとることがあります。その場合、受領済みの参加費は返還しません。

第6条 承諾事項

会員及び保護者には、以下の事項を承諾していただきます。

- ・指導員、事務局の指示に従うこと。
- ・遅刻又は早退する場合でも、参加費の減額又は受領済みの参加費の返還をしないこと。
- ・指導員、事務局の都合や体調により、指導員の交替、中止、日程変更等があること。
- ・会員が未成年の場合、本会活動への送迎や参加中の態度については、保護者が責任をもつこと。
- ・未就学児から小学二年生までの会員が本会活動に参加する場合は、活動中も保護者が同伴すること。
- ・グループ指導の場合、指導員が一人の会員のところに長く留まれないこと。
- ・指導員、事務局による棋力認定及びクラス分けについて異議は認められないこと。
- ・本会内の什器、備品の取り扱いには十分に注意していただくこと。万一、本会の備品や設備で盗難、損壊があった際には、損害賠償又は修理費用を請求する場合があること。
- ・貴重品等の管理は会員の責任であること。本会は貴重品等の盗難及び紛失の責任を一切負わないこと。
- ・本会は本会内で発生した事故への責任は一切負わないこと。ただし、本会に故意又は重過失がある場合を除きます。

第7条 撮影及び実名の公開等

- 1 本会は、本会活動やイベントを撮影した写真や動画を、本会ブログ、SNS、その他広告媒体等に使用することがあります。

- 2 本会は、大会等において会員が入賞または特に優秀な成績をおさめた場合、本会ブログ、SNS、その他広告媒体等に、当該会員の実名（名字及び名前）を公開する場合があります。
- 3 被写体となること及び実名を公開することについて不承諾の場合には、事前に本会にその旨をお申し出ください。

第8条 通知

- 1 本会は、会員への連絡又は通知を、本会が適切と判断した方法により行います。
- 2 会員が本会に届け出た住所、電話番号、メールアドレスその他の連絡先に本会が連絡又は通知したにもかかわらず、当該会員に到達しなかった場合、本会からの連絡又は通知は、その発信時に当該会員に到達したものとみなします。
(連絡は主に「contact@takashimadaira-shogi.com」から発信しますので、迷惑メール防止フィルター等について適宜設定くださいますようお願いいたします)

第9条 届出内容の変更

- 1 会員は、住所・連絡先等、入会手続きの際の申告事項に変更があった場合には、速やかに本会に連絡すること。
- 2 会員からの記載事項変更のご連絡がないために、本会からの通知、その他が遅延し、又は不着した場合でも、本会はその責任を負わないものとします。

第10条 退会について

- 1 会員が、本会からの退会を希望する場合は、本会会則第9条に基づき手続きを行ってください。
- 2 以下の場合は、本会は退会の勧告を行うことがあります。
 - (1) 入会手続きの際に虚偽の申告があった場合。
 - (2) 本規約で定める禁止事項に抵触した場合。
 - (3) 事前申込制の場合に無届欠席を繰り返した場合。
 - (4) 会費、参加費を支払わない場合。
 - (5) 本会に届け出があった連絡先に連絡をしても連絡がつかない場合。
 - (6) 指導員、事務局の指示に従わないことが繰り返された場合。
 - (7) その他本会活動を著しく妨げた場合。
- 3 退会及び除名の場合、その理由を問わず、会費並びに参加費は返還いたしません。

第11条 著作物の権利

会員は、本会が作成した教材等について、本会の事前の承諾なしに、開示、公開（SNS等での公開も含まれます。）、複製、転載、頒布、改変することはできません。

第12条 個人情報の管理と保護

- 1 本会は、個人情報（個人に関する情報であつて、姓、名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等個人を識別できる情報のことをいいます。）に関する法令及びその他の規範を遵守し、会員の大切な個人情報の保護に万全を尽くします。
- 2 本会では、次のような場合に必要な範囲で個人情報を収集することがあります。
 - (1) 本会へのお問い合わせ時。
 - (2) 本会へのお申し込み時。
 - (3) 本会の活動に必要な時。
- 3 本会は、会員から収集した個人情報を次の目的で利用いたします。
 - (1) 会員への連絡のため。
 - (2) 会員からのお問い合わせに対する回答のため。
 - (3) 会員へのサービス、情報提供のため。
- 4 本会では、会員から取得した個人情報を第三者に開示又は提供することはありません。ただし、次の場合は除きます。
 - (1) 本会活動の実施を外部の指導員等に委託する場合。
 - (2) 会員ご本人の同意がある場合。
 - (3) 警察など官公署からの要請がある場合。
 - (4) 公的機関が行う助成事業等や法令の適用を受ける場合。
- 5 本会は、会員に対して、本会に関する各種案内その他の広告を含むメール又はメッセージを送信することがあります。
- 6 本会は、会員からの自己情報の開示、訂正、削除等の希望があった場合は、これに応じますので、本会までご連絡ください。

第13条 反社会的勢力の排除

- 1 本会は、会員が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員に所属し又は当該勢力、団体と密接な関係を有するものであると判断した場合には、何ら事前の通知又は勧告をすることなく、会員を退会させます。
- 2 前項の措置により会員に何らかの損害が生じたとしても、本会は一切責任を負いません。

第14条 免責

地震、火災、台風、大雨などの自然災害、事故、社会的騒乱などの有事、その他会員や指導員、事務局の安全を確保する事象が発生したために本会活動が実施できなかった場合、本会はその責任を負いません。

第15条 本会の休止、解散等

- 1 本会は、やむを得ない事情がある場合、休止、解散等をおこなう場合があります。

- 2 前項の措置により会員に何らかの損害が生じたとしても、本会は責任を負いません。また、会費並びに参加費の返還はいたしません。

第16条 本規約の変更

- 1 本会は以下の場合に、本会役員会に諮り本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、会員が本会に入会した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 本会は、前項による本規約の変更にあたり、変更が役員会で決定した後速やかに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を会員に通知いたします。
- 3 本規約の変更後、会員が、特段の異議を述べることなく本会活動に参加した場合、変更後の本規約を承諾したものとみなします。

附則1 本規約は、令和5年6月18日から施行する。

附則1 改正年月日 令和5年9月27日

改正後の規約は、令和5年9月27日から施行する。